鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年６月３日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第59号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　正　後

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、総務通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 局長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略												
住宅政策課	一～二十五　略											
	二十六　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同法第8条第1項の規定による計画の変更の認定（同法第9条第1項の規定により変更認定とされた計画の変更認定を含む。） (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第10条の規定による計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）の地位の承継の承認 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの								○	東部総合事務所長

改　正　前

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、総務通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 局長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略												
住宅政策課	一～二十五　略											

	(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び東部総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
	4 同法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築等についての報告の請求 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び東部総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	5 同法第13条の規定による認定計画実施者への改善に必要な措置の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び東部総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	6 同法第14条の規定による計画の認定の取消し (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び東部総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	7 同法第15条の規定による認定計画実施者への助言及び指導 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び東部総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
二十七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による住宅の床面積の下限の算定			○							

略

略

附　則

この規則は、平成21年６月４日から施行する。